INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目 6 番 7 号
ウンピン神田ビル 8 階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.217 2021 年 06 月 07 日

中国専利法改正に伴う経過措置

中国において、2020 年改正専利法が、2021 年 06 月 01 日から施行されましたが、経過措置を含む運用に関して、中国特許庁（中国国家知識産権局）は、「専利改正後の審査並びに業務処理暫定弁法」、全 11 箇条を 2021 年 06 月 01 日から施行すると 2021 年 05 月 25 日付公告（第 423 号）で公布しました。以下主だった要点をご案内いたしますが、近く改正する専利法施行細則の施行後に、実質的な審査と運用が始まるものと考えます。

1.改正専利法第 2 条第 4 項に規定の部分意匠については、施行日（2021 年 06 月 01 日）以降に出願することができるが、新たに改正する実施細則の施行後に、審査を行うものとする。（弁法第 1 条）

2.出願日が 2021 年 06 月 01 日以降の特許出願については、改正専利法第 24 条第 1 号に規定の事由（国で緊急事態等）を主張した場合、新たに改正する実施細則の施行後に、審査を行うものとする。（弁法第 2 条）

3.出願日が 2021 年 06 月 01 日以降の意匠出願については、改正専利法第 29 条第 2 項に規定の国内優先権主張をすることができるが、新たに改正する実施細則の施行後に、審査を行うものとする。（弁法第 3 条）

4.出願日が 2021 年 06 月 01 日以降の特許出願及び実用新案出願において、優先権主張がある場合、改正専利法第 30 条に基づき、最先の優先日から 16 ヶ月以内に優先権証明書を提出することができる。（弁法第 4 条）

5.権利付与公告された発明特許については、改正専利法第 42 条第 2 項（出願日から 4 年、

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。

実体審査請求日から 3 年を経過した権利付与の公告がされる）に基づき、権利付与の公告日から 3 ヶ月以内に特許権の存続期間補償の請求を提出することができるが、新たに改正する実施細則の施行後に、審査を行うものとする。（弁法第 5 条）

6.発明特許については、新薬販売の承認申請の承認された日から 3 ヶ月以内に、改正専利法第 42 条第 3 項に基づき、特許権の存続期間補償の請求を提出することができるが、その期間補償は 5 年を超えてはならず、且つ補償後の存続期間は 14 年を超えてはならない。又、新たに改正する実施細則の施行後に、審査を行うものとする。（弁法第 6 条）

7.改正専利法第 50 条の第 1 項に基づき、特許のオープンライセンスを自発的に声明することができるが、新たに改正する実施細則の施行後に、審査を行うものとする。（弁法第 7 条）

8.初審査、実体審査及び再審査手続中の特許出願については、改正専利法第 20 条第 1 項（特許出願、特許権の権利行使は信義誠実の原則に従って濫用をしてはならない）及び改正専利法第 25 条第 1 項第 5 号（原子核変換方法）に基づき、実体審査を行うものとする。（弁法第 9 条）

9.出願日が 2021 年 05 月 31 日以前である意匠出願の存続期間は、旧法の規定に基づき、出願日から起算して 10 年とする。（弁法第 10 条）

（出典：中国国家知識産権局）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。